

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業の許可一覧

平成30年10月15日 現在

都道府県	許可日・期限	許可番号	産業廃棄物の種類
岩手県	平成25年11月19日 平成30年11月18日	第 00300001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん ※石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
宮城県	平成27年9月16日 平成32年9月15日	第 00400001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち石綿含有廃棄物を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)
秋田県	平成30年5月7日 平成35年5月6日	第 00506001583 号	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。自動車破砕物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車破砕物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。自動車破砕物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。) 以上16品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
山形県	平成28年12月17日 平成33年12月16日	第 0609001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、石綿含有産業廃棄物、ばいじん ※ガラスくず等とはこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。
福島県	平成28年9月13日 平成33年8月31日	第 00707001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん ※これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。
茨城県	平成28年11月10日 平成33年9月27日	第 00801001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず(建設木くずに限る)、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き石綿含有産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん
栃木県	平成29年11月13日 平成34年11月12日	第 00900001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む) 鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん ※特別管理産業廃棄物であるものを除く。
群馬県	平成25年11月8日 平成30年11月7日	第 01000001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 ※廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。
埼玉県 (収集運搬)	平成28年9月7日 平成33年7月22日	第 01110001583 号	(保管を含む) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 (保管を除く) 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック(*)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(*)、鉱さい、がれき類(*)、ばいじん、処分するために処理したもの ※(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
埼玉県 (処分)	平成28年9月15日 平成33年7月22日	第 01120001583 号	圧縮減容：廃プラスチック類 脱水・固化：燃え殻、汚泥
千葉県	平成28年4月25日 平成33年4月10日	第 01200001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん ※これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。 ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。
東京都	平成28年10月11日 平成33年10月10日	第 1300001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物を含む)
神奈川県	平成29年10月1日 平成34年9月30日	第 01403001583 号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん ※特別管理産業廃棄物であるものを除く
新潟県	平成29年6月19日 平成34年6月18日	第 01509001583 号	廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、破産、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
山梨県	平成25年9月16日 平成30年9月15日	第 01900001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) ※いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
長野県	平成27年11月14日 平成32年11月13日	第 02009001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む)、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む)、ばいじん(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く) ※いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
静岡県	平成27年2月5日 平成32年2月4日	第 02201001583 号	廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を含む)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん
愛知県	平成25年12月19日 平成30年11月26日	第 02300001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く)、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ダスト類
三重県	平成29年9月19日 平成34年9月18日	第 02400001583 号	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん ※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」をいう。